

検閲と享楽  
1930年代のラジオ「娯楽」番組の事例検討を中心に（2016）  
Censorship and Pleasure  
Focusing on the cases of entertainment radio programs in 1930s  
(2016)

毛里 裕一<sup>1</sup>  
Hirokazu, MOURI

<sup>1</sup>所属先なし unattached

要旨・・・検閲に代表されるような、マス・コミュニケーションを対象とした言論統制策が、合法／非合法というコードの外挿が日常的な価値判断を組織化しなおす契機となることもあれば、規制の存在それ自体が新たな内容や形式の考案を賦活し、それを水路づけていくこともある。本研究では、1930年代のラジオ放送をめぐる実践を題材に、先在する規制の存在が、制作者を新機軸の考案へと後押しする方向に作用する可能性があることを確認した。

キーワード 検閲、ラジオ放送、政治、娯楽

## 1. はじめに

### (1) 研究の目的

検閲に代表される、マス・コミュニケーションを対象とした公権力による言論統制策は、歴史上、メディア文化のありようにさまざまなかたちで影響を及ぼしてきた。それは単に、特定の内容や形式が規制対象となり、その公表・流通が抑止されるというだけにとどまらない。たとえば、合法／非合法というコードが外挿されることによって、日常的な価値判断の構造が組み直されることもありうる。場合によっては、「非合法」が一種顛倒的な価値を帯びる局面さえ想定できるであろう。あるいは、規制の存在それ自体が、新たな内容や形式の考案を賦活し、それを水路づけることもある。

R・ダーントンは、「国家はいかに文学をかたちづくったか」なる副題をもつ著書『検閲実施中 Censors at Work』において、18世紀フランスのブルボン王朝、19世紀の英国によるインド統治、20世紀東ドイツの共産党独裁という3つの権威主義的体制を比較検討した上で、国家による文学への介入が単に「文字に朱を入れる」にとどまらないものであったことを指摘している。

「共謀や協働、協議といったものが、作家と検閲者のやりとりのなかに行きわたっていたのであって、少なくともここで検討した三つのシステムに関していえば、検閲を単に創造と抑圧との闘争などと特徴づけたのでは見誤ることになる」（Darnton 2014: 234）。本研究では、同様の問題関心にもとづき、日本のラジオ草創期、主に1930年代の状況に注目し、放送に対する公権力の介入を交渉としてとらえ返した上で、それが新機軸として「娯楽」番組が考案されていく過程にどのような影響を与えたかを検討する。当時、制作者側と検閲者側とのあいだにはたらいた相互作用をたどり直し、それが歴史偶有的な条件としてはたらくことでその後の日常的な想像力をいかに規定することになったかを明らかにすることが、当該作業の目的となる。あらかじめ先回りしていえば、この制作者と検閲者との交渉過程は、戦後になって「情報・教養」番組などとも呼ばれる一種曖昧なカテゴリーの形成・拡大を準備することになる要因のひとつともなる。

### (2) 研究の方法

戦前の公権力による言論統制について、実践の水準で追跡していく作業には、資料の制約という問題がついてまわる。規制根拠となる法令や、立件された事案についての裁判資料などは当然参照対象となるが、検閲のような個々の行政措置の実態への接近はより困難な作業となる。この点、活字媒体については、従来より伏字や未回収の発禁本などといった痕跡が目目され

てきたが、近年では、たとえば浅岡邦雄（2008）など、内務省警保局など規制当局の内部資料を用いた研究なども進んでいる。また、発行部数の急増と文芸作品などへの検閲対象の拡大、内閲など検閲手段の多様化が並行して進んだ1920年代に焦点を当て、作家と編集者、検閲者のあいだの交渉過程を検討した紅野謙介（2009）の研究なども出てきている。

一方、放送媒体の場合、統制関連の資料制約に加えて、そもそも検閲の対象となるコンテンツの内容それ自体が、録音などのかたちで残りにくいという問題がある。日本放送協会がまとめた『日本放送史』（1951）などの先行研究が、政府による統制の状況を検討するに当たって、法令・通達の解説に重きを置いてきた背景には、こうした事情も影響していると考えられる。そうしたなかでも竹山昭子は、日本放送協会が戦前から発行していた雑誌の記述に注目することで、統制の実態の一端に迫っている（竹山 1987, 2005）。また「NHK報道の記録」刊行委員会（1988）や柳澤恭雄（1995）といった放送関係者の回顧や証言も、事後的なものとはいえ、当時の統制状況を知る上で重要である。ただし、上記の研究においても、検閲を「創造と抑圧の闘争」（Damton 2014: 234）の枠に収まらぬものとして捉え、たとえば制作者と検閲者との交渉を経て、いかなる実践が可能になったかという点についてまで主題的に検討した例は少ない。

こうした制作者と検閲者との交渉に焦点を当てると、独特の資料的価値をもつものとして本研究が目指すのが、読売新聞が考案し、その後他紙も順次掲載するにいたったラジオ欄である。当時のラジオ欄では、たとえば娯楽番組について、演目のみならず、展開や台詞運びまで掲載されていた。後述するように、こうした紙面構成が可能になるのは、監督官庁である通信省が事前検閲の方針をとり、番組内容の文書での提出を義務づけていたことも影響していた。その意味では、新聞のラジオ欄という様式自体が、規制実践との相互作用を念頭に再検討されるべきものといえる。加えて、事前に予告された放送内容との差し替えや、緊急時の停波措置といった検閲実践それ自体もまた、独特のニュースバリューをもつものとして紙面に記録された。こうした新聞資料を中心に、制作者・出演者の日記・回想録などにより適宜補完することによって、本研究はいくつかの具体的な娯楽番組の制作過程をとりあげ、そこでの規制実践と制作実践とのやりとりをたどり直す。

## 2. 検閲とそのニュースバリュー

### (1) 放送に対する統制

1925年の本放送の開始から1950年の電波三法にいたるまで、制度面から見れば、日本のラジオ放送が他のメディアに比しても厳しい統制を課されてきたことはくり返し指摘されてきた（日本放送協会 1951; 竹山 1987など）。

大正末期から昭和初期にかけての状況を確認すれば、まず他メディアが基本的に私企業による運営に委ねられていたのに対し、ラジオについては、官営こそ否定されたものの、当初から社団法人による独占事業と位置づけられ、その経営には監督官庁とされた通信省が強く関与した。

また、新聞・雑誌の統制が（内閲のごとき非公式な事前検閲制度が並存していたにせよ）納本制度と発禁処分を根幹とし、また映画が興行形式の規制や弁士の免許制、事前のフィルム検閲などをもって規制されていたのに対し、誕生間もないラジオ放送は、竹山が「三重苦」と形容したような取締体制を課されていた（竹山 1987: 347）。すなわち、特定の事件・事象についての放送を政府通達によって禁ずる放送禁止命令、あらゆる番組の放送原稿の提出を要求する事前検閲、放送中に係官が問題ありと判断した場合に電波が切られる遮断の三種の措置が用意されていたのである。放送がかくも警戒され、事前の統制に重きがおかれた理由として、内川芳美と香内三郎は、伝達の同時性や大量性、不可逆性といった電波の技術的特性に求めている（内川・香内 1961: 840f）。

規制対象となる放送事項は、基本的には先行する「新聞紙法」「出版法」などに準ずるかたちで規定されていた。たとえば1925年、本放送開始直前に通信省電務局長名で出された通達では、放送禁止事項として「安寧秩序を害し又は風俗を乱す事項」「外交又は軍事の機密に関する事項」「官署、公署または法令を以て祖組織したる議会に於て公にせざる事項」「検事その他主管の官憲に於て新聞紙又は出版物に掲載又は制限したる旨管見より通知を受けたる事項」などが挙げられている（竹山 1987: 350; 津金沢 1991: 887）。ただし、そこに放送に固有の内容規制も重課されることになる。そのひとつは広告放送の禁止である。通信省では、放送開始前の調査段階から、広告が必ずしも聴取者一般の利益に適わず、また無線電信法にも違背する（私設無線電話に対する第三者の依頼）として、これを認めない方針をとった。いま一つ規制対象となったのが、政治にかかわる講演・論議である。この時期、出版物の場合であれば、たとえば時事を扱う雑誌である旨を内務省に届出、保証金を納めることで、政治にかかわる記事を掲載する方法が用意されていた。しかしながら、放送については、1925年に所轄通信局長が各放送局への通達のなかで指令して以来、一貫して「政治に関する講演論議の放送」は禁じられたのである（日本放送協会 1951: 87-88; 竹山 1987: 350; 津金沢 1991: 887-888）。

こうした放送に特有の2つの禁止事項については、翌1926年の通信当局からの通達においても、「講演放送の内容中、政治的色彩を帯びたものがあり、また広告放送に類するものが見受けられる。これに対し、発言または放送中止の措置を取っていない事実があるのは遺憾であるから、今後充分注意されたい」とあらためて特記されている（日本放送協会 1951: 189-190）。ここからも、当局がこの二つの禁止を重視していたことがうかがわれるが、本研究がこの通達に注目する理由はいま一つある。すなわち、それほど重視したにもかかわらず、禁止が貫徹されなかったこと、検閲に脱漏があったことも、この通達は示唆している。ここに至って、ことは、検閲のニュースバリューという論点にかかわってくる。

## (2) ニュースバリューが生まれる構図 - 「交渉」としてのよみとり

前述の通り、内川と香内は、当局によって放送がことに警戒された理由のひとつとして、伝達の同時性や大量性、不可逆性といった電波の技術的特性を挙げた。逆にいえば、いかに事前統制のための方策が何重にも用意されていたとしても、その特性のゆえに、禁止事項の放送の抑止には限界があったことも意味する。たとえば、脚本や筋書きの事前提出を義務づけそれを事前に検閲したとしても、映画などとは異なり、ライブが基本であった当時のラジオの場合、検閲済みではない内容が放送されてしまう可能性を完全には排せない。そしてひとたび放送されてしまえば、出版物とは異なり、回収などのかたちで事後的に対応することも難しく、結果的に当該事象は不手際というかたちで表面化することになる。こうした「失敗」の可能性は、検閲にニュースバリューが生まれる前提条件となる。

たとえば、1931年12月29日の東京朝日新聞朝刊は「『来年の景気?』の座談会 政府、政策反対で怒る」という記事を掲載している。これは、同月23日にAK（日本放送協会東京放送局）が放送した座談会番組のなかで、ときの犬養内閣・高橋蔵相の金輸出再禁止（金本位制停止）の方針に反して、金本位制維持の立場をとる意見が放送され、この点が26日の閣議で問題視されたことを伝えるものであった。前述の通り、「政治に関する講演論議の放送」は禁止されていたが、例外として政府の規定方針については適用されないことも並記されていた。事態を複雑にしたのは、犬養内閣への政権交代が同月13日のことであり、上記の番組が企画された時点では、金解禁の立場をとった第二次若槻礼次郎内閣がときの政権だったことである。くわえて記事では、監督側の波多野通信局長の、事前に文書で提出されていた座談会出席者の主張の要点について、「別に再禁止反対とかあるひは違反と思はれる節はなかつたが何しろ座談会ですから要旨以外にいろいろ話があった事と思ふ」という談話を載せていて、事前統制の限界をのぞかせるかたちとなっている。最終手段とも言える電波の遮断も実施しなかった「放送協会側の失態」は、政治問題としてニュースバリューをもつことになった。

同様の「失敗」は、広告放送や風俗紊乱に関しても確認できる。1932年4月22日の東京朝日新聞朝刊は、「大谷松竹社長が露骨な宣伝放送」という記事で、「歌舞伎は絶対に滅びるものではない、歌舞伎座へ行って見て下さい」「松竹は今度満洲進出を始め城戸四郎が新京にいて大劇場こしらへますからどうぞよろしく」といった番組中の発言を通信局側が問題視し、放送局に警告を発したにもかかわらず、そのまま放送されたことが問題となっていると伝えている。この記事でも取締側の前田通信局長が「放送の差止めもすこぶる主観的な問題で」とした上で警告への適切な対応を求めたのに対し、放送側の矢部謙次郎放送部長が「あの程度の者なら差し支へないと思ふ」と判断の齟齬が露わになっている。また、1933年1月28日の読売新聞朝刊は、「放送中止間に合はず／エロな『世之介狂想曲』」という記事を掲載し、『好色一代男』を翻案した舞踏音楽について、元人妻のかつが世之介にかける恨み言の歌詞が淫猥と判断され、放送間際になってその中止が命じられたにもかかわらず、そのまま放送されてしまった例をとりあげている。この例の場合は、ラジオ放送を直接所管する通信局の監督課長に加え、文部省社会教育課長の談話も併載されており、後述する管轄争いと関連づけるかたちでニュースバリューが認められている。

では、放送に対する検閲が「成功」した場合には、当該事象がニュースバリューをもつことはなかったか。実は放送中の電波の遮断や、事前検閲による番組内容の差し替えなどにより、禁止とされた事項が放送に上らなかった場合でも、あるいはむしろそうした場合こそ、検閲という実践に大きなニュースバリューが認められた事例も少なからず見られる。そして、ここにも、内川と香内が指摘した電波の技術的特性がかかわってくる。

まず、放送中に当局なり放送局なりがその内容を問題視し、電波を遮断した場合、当該内容が聴取者にそのまま伝わる事態は回避されることになる。しかしながら放送の中絶は、場合によっては、新聞や雑誌上の伏字以上に尖鋭に、検閲実践の介在を露呈することにもなった。

こうした放送中の電波の遮断という検閲の「成功」によって聴取者に喚起された印象を、如実に伝えるのが、1932年の1月18日の放送をめぐる新聞記事である。翌19日の読売新聞朝刊の記事「難色の『掛合漫談』果して中断頻り」が焦点を当てたのは、前夜放送された徳川夢声・古川緑波出演の「一九三二年風景」という番組であった。三日間にわたり銀座・新宿・浅草という

「帝都の盛り場三方所を訪問して、漫才的対談をやらかす」（徳川 1951: 33）という趣旨の番組であったが、記事によれば「第一に緑波が伊藤屋のパーラーへステツキマダムに誘はれて行き之を夢声に報告しようと『伊藤屋の地下室……』としやべりだすと、パツとラヂオが止まった」。その後も、松坂屋、松屋、白木屋、高島屋等々のデパートの店名がでる箇所や、夜見世の草加煎餅売りの箇所、新橋の芸妓学校の箇所などが、広告放送や風紀上の問題を指摘されて、数十秒から最長3分半強にわたって断続的に電波が遮断されたと伝えている。一方、同じく19日の東京朝日新聞朝刊の記事「とがったAKの神経、一晚に七回スイッチを切る」は、より長期的な文脈と関連づけることによって、前夜の出来事にニュースバリューを認める。すなわち、前述した前年末の「景気はどうなる座談会」以来の通信局と放送局との緊張関係を導入とした上で、二人漫談と同日の講演番組「ウインタースポーツ」でも広告宣伝に該たるとして中断があったこと、さらにはそれに先立つ過去二週間のあいだにも、複数の講演番組で、政党を馬賊にたとえた箇所で遮断されたり、また「満洲の三頭政治、四頭政治」といった表現の削除が求められたりしたことを伝えている。この例からも示唆されるように、電波遮断という措置は、検閲実践の存在をことさらに可視化し、その含意の読み込みを賦活するような側面ももっていた。

一方、検閲のもう一つの成功事例、すなわち内容の事前検閲により、問題事項の放送が未然に防がれた場合はどうか。放送間際に中止命令が出され、編成に完全に穴が空くような場合を除けば、一部削除であれ、番組の完全な差し替えであれ、一見すると検閲実践の介在は第三者の目には映らなくなるようにも思える。だが実際には、事前検閲によって当局が問題とみなす事項の放送中止に「成功」した場合でも、往々にしてその介在にはニュースバリューが認められ、その含意が読みとられてきた。ラジオ放送の開始以来、1930年代を通じて、当局の検閲によって内容が差し替えられ、別番組が編成を埋めたような場合であっても、それはしばしば新聞記事に取りあげられ、その含意が読みとられてきたのである。かかる事態が生じた原因の一つとして、当時、制作者が検閲以前に予定していた放送内容を、一定の範囲で部外者が知りえ、検閲前後の差異を観察できる条件が成立していたことを挙げられる。それを象徴するのが、他ならぬ新聞ラジオ欄という様式である。

ラジオ放送の開始を受けて1925年11月に読売新聞が2頁のラジオ欄を新設してからほぼ7年後、1932年10月22日の同紙朝刊に、当時、東京放送局放送部長であった矢部謙次郎が、「我新聞界をリードせる読売のラジオ版 - 第二万号の祝辞にかへて」と題する記事を寄せている。そのなかで、矢部は「ほとんど一頁にも近き欄を提供し日々の放送プログラム及び其内容を詳報する」日本のラジオ欄が、欧米各国に比しても「特殊な形式」であると指摘する。前年の1931年5月には、東京朝日、東京日日、時事有力紙も読売に追随してラジオ欄を設けていたが（日本放送協会 1951: 193）、矢部はそれらの特異性に注意を促すのである。実際、1925年11月15日の読売新聞朝刊が、当日放送される童謡の歌詞、舞台「夜の宿」や常磐津「釣本」の筋書きをきわめて詳細に掲載して以来、日本のラジオ欄は、番組の時間表の提示や内容紹介の域を超えた記述をその特徴としてきた。座談会の進行次第や演目のオチ・サゲに至るまでの展開が掲載されることも、稀ではなかったのである。もちろん、当時実際に番組を聴取できた者は、新聞読者の中でも依然多数派とはいえず、それゆえラジオ欄に独自の読みもの価値が要求されたという事情も勘案する必要がある。とはいえ、「ラヂオ版に載せられる材料はほとんど放送局の提供にかゝるもの」との矢部の指摘が示唆するように、誌面の上でのその詳細な記述が、制作者による番組内容の事前の文書化作業に裏打ちされたものであったことは、容易に推測される。そして、その文書化の少なくとも重要な前提条件の一つとなるのが、別途当局にその内容が提出されていた事前検閲制度だったと考えられる。

その意味で、当時の新聞社は、検閲者ほどではないにしても、検閲前後の差異を観察しやすい立場にあった可能性がある。実際、1930年代を通じて、番組内容の一部ないし全部の差し替えを伝える新聞記事が少なからず存在する。そしてそうした記事は、しばしば政局や、放送の検閲主体の座を争う官庁間の主導権争い、日本放送協会内の派閥争いなどにひきつけて、番組内容の変更を解説し、解釈している。本研究の冒頭において、ダーントンの研究を参照するかたちで指摘したような、検閲を「一種の交渉」としてみなす視座は、必ずしも後代の第三者ばかりでなく、同時代の当事者にも共有され、その実践を組織する上で一種の資源となっていたとも考えられるのである。

### 3. 禁忌としての政治と媒介としての娯楽

以上、戦前の検閲制度下の放送実践について、同時代の当事者が検閲を「一種の交渉」として捉えていたことを確認した。以下では、そうした当局と制作者との交渉が、放送実践を組織していくという歴史的状況をより内在的に検討するために、同時期に制作されるようになったある娯楽番組の系譜に注目する。そこでとりわけ大きな意味をもってくるのは、「政治に関する講演論議の禁止」という検閲実践である。

前章で見たように、1932年1月18日に放送された徳川夢声・古川緑波の「一九三二年風景」第一夜は、広告や風紀上の問題に

よって、当時でも類例がないほど、その放送を遮断されることになった。そうした状況を招いた遠因の一つとして、この番組が、事前検閲の存在を不可分に織り込んだ当時の制作実践において、例外的に即興性の高いものとして企画されたことも影響したと考えられる。実際、当日の東京朝日新聞朝刊ラジオ欄に掲載された、「痴ほう状態の口から夢声は存分に語る・連続二人漫談の腹ごしらへ」と題された記事において、取材を受けた徳川は、「私はいつも放送のプランを前から立て、おく事は少いんでね、なんでも良いから良い加減に書いておいてくれませんか、その日のラヂオ版を見てそれに書いてある通りなんでも良いからしゃべっちゃまひますから」と述べている。そして、この記事自体が当局を刺戟した可能性が、騒動後の翌日の記事でも言及されるのである。

当局による介入を前提として、むしろそれに賦活される形で「新機軸」が企画される状況が、この時期から生まれていた。例えば、上記番組の出演者の一人である徳川は、その半年ほど前にも、同じように即興性が高いと考えられる番組に出演している。それが、1931年6月1日から7日にかけて放送された「軟尖問答」という番組である。大辻司郎を相手役としたこの番組は、ここまで検討してきた制作実践と検閲実践との重層状況を念頭におくならば、ある意味野心的な試みであったと評価することができる。実際、同年5月26日、読売新聞朝刊のラジオ欄に掲載された記事も、「法度の時事問題漫談化して放送」と題されている。そこでは、「政治を批判する放送は絶対に禁ぜられ講演放送すら時事問題に触れまいとする」という当時の状況を前提にした上で、当該番組を「政治的な時事問題をも巧にナンセンス・ドラマとして放送」「世相を諷した対話漫談」などと紹介している。

注目すべきは、この娯楽番組が、徳川らが考案した既存の演目をそのまま放送にのせたのではなく、制作者側主導の独自企画として提案されていた点である。後年徳川は、この企画が、欧米視察旅行から帰った当時の矢部謙次郎放送部長の発案によるものと回想している。もともと時事新報出身の矢部は、当時、アメリカで流行していた、ホット・ニュースを題材にした娯楽番組に想を得て、徳川らにこの企画を持ち込んだとされる（徳川 1951: 29）。

ニュースに材をとることを謳う以上、同時期の他の娯楽番組に比べて、当該番組の実際の内容についての事前情報は少ないが、このこと自体がその特異性を示唆するものとなっている。わずかに、同年6月3日に東京朝日新聞朝刊に掲載された「こぼればなし」というコラムに、1日目の内容について簡単に記されている。それによれば、「六月一日に起こったもの」との題ではじまった番組は、当日の新聞から材をとりながら、公務員減俸問題や円タク泥棒などに言及したとされる。ここでも「『政治問題は罷り成らぬ』というオキテに気がついて『オットット』『アワワワ』と兩人周章して口をふさいだ」とあるので、政治への関説が禁忌であることを折り込んで番組が制作されていたことが、推測される程度である。

徳川個人は、後年この番組を「政治問題はイカン、外交問題はイカン、思想問題はイカン、宗教問題はイカン、官吏の悪口など以つての外、況んや陸軍海軍の批評など即座に縛つて了うという国柄では、この企画無理であつた」（徳川1951: 29-30）と評価する。とはいえ、たとえば1936年6月17日から19日にかけて放送された、漫才師・御園ラッキー・香島セブン出演の「今日の漫談」のように、これ以降も同種の番組が漸次的に企画されたことも事実である。そしてこうした系譜は、同じくジャーナリスト出身の小野賢一郎文芸部長発案によるものとされる、「日曜特輯ニュース演芸」「ラジオ風景」のような、さらに後年の番組とも連続性をもったと考えられるのである（丸山 2012: 71-75）。

こうしたニュースや時事的な話題を扱う「娯楽」番組は、その個別の内容をみれば、他愛のないものが大半であった。しかし、当局や聴取者も含めて、「報道とは異なる時事への言及の仕方」がありえることを具体的に呈示したという意味で、軽視できない影響を残したといえる。であればこそ、当局も同種の番組に容喙し、その「善用」をはかるとともに、ときには、1940年の「新体制分らない節」の取り扱いなどに透けてみえるように、その影響力への警戒感も崩さなかったといえる。

最後に、戦前に関する本研究のこうした知見からは、戦後の放送史との連続性についても再検討の余地があることも示唆されよう。しばしば「話の泉」や「日曜娯楽版」といった占領下の番組は民主主義の経験と紐付けられてきたが、先述した戦前の「ニュース演芸」などの系譜とどこまで切り離して捉えうるか。規制実践との関係に限っても、対峙／従属の二分法に安易に還元しない丁寧な分析が必要であると考えられる。

## 参考文献

- 1) 浅岡邦雄, 2008, 「書籍流通以前の諸問題（特集 連続講座「国民国家と多文化社会」第18シリーズ 環太平洋における移動と労働）『立命館言語文化研究』20(1).
- 2) Damton, Robert, 2014, *Censors at Work: How States Shaped Literature*, W. W. Norton & Company.
- 3) 長谷正人, 2010, 「検閲の誕生——大正期の警察と活動写真」『映画というテクノロジー経験』青弓社.

- 4) 紅野謙介, 2009, 『検閲と文学— 1920年代の攻防』河出書房新社.
- 5) 丸山鐵雄, 2012, 『ラジオの昭和』幻戯書房.
- 6) 「NHK報道の記録」刊行委員会, 1988, 「NHK報道の50年— 激動の昭和と共に」近藤書店.
- 7) 日本放送協会編, 1951, 『日本放送史』日本放送協会.
- 8) 竹山昭子, 1987, 「放送— 『政府之ヲ管掌ス』」南博・社会心理研究所『昭和文化—1925~1945』勁草書房.
- 9) 竹山昭子, 2005, 『史料が語る太平洋戦争下の放送』世界思想社.
- 10) 徳川夢声, 1951, 「放送話術二十七年」, 白揚社.
- 11) 津金沢聡広, 1991, 「初期普及段階における放送統制とラジオ論」『関西学院大学社会学部紀要』(63).
- 12) 内川芳美・香内三郎, 1961, 「日本ファシズム形成期のマス・メディア統制（一）— マス・メディア組織化の政策および機構とその変容」『思想』(445).
- 13) 柳澤恭雄, 1995, 『検閲放送— 戦時ジャーナリズム私史』けやき出版.